

生駒市監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による監査請求について、同条第4項の規定により監査を実施しましたが、同条第8項に定める監査委員の合議に至らなかったため、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

平成21年4月28日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 山 田 正 弘

生 監 委 第 2 8 号
平成21年4月28日

様

生駒市監査委員 藤本勝美
生駒市監査委員 井上圭吾
生駒市監査委員 山田正弘

住民監査請求に係る監査について（通知）

平成21年3月5日付けで提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づく住民監査請求について監査を実施してまいりましたが、請求に理由があるか否かにつき、地方自治法第242条第8項に定める監査委員の合議が調うに至りませんでしたので、その旨を下記のとおり通知します。

記

合議が調わなかった理由

生駒市新病院基本設計等業務委託契約を随意契約により締結したことについて、随意契約の根拠としている地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める緊急の必要性が認められるとする意見と、認め難いとする意見とが一致に至らず、監査結果を決定し得なかったため。

※ なお、本件については、地方自治法第242条第5項に定める期間経過後は、同法第242条の2第1項の規定に基づき、同条第2項第3号に定める期間内に住民訴訟を提起することができますので、併せてお知らせします。